

令和3年度実地指導・指導監査等実施状況（法人・施設・サービス別集計）

法人・施設・サービスの種別	実施数		実施数	文書指摘 法人・施設等数	文書指摘 の割合	文書指摘数	平均 指摘件数※
	実地	書面					
①社会福祉法人	10	8	18	14	77.8%	23	1.6
②特別養護老人ホーム	10	19	29	14	48.3%	20	1.4
③養護老人ホーム	0	3	3	2	66.7%	2	1
④軽費老人ホーム	1	4	5	3	60.0%	6	2
⑤障害者支援施設	2	3	5	1	20.0%	1	1
⑥救護施設	0	1	1	0	0.0%	0	0
⑦保育所・保育所型認定こども園	22	2	24	11	45.8%	19	1.7
⑧幼保連携型認定こども園	18	4	22	7	31.8%	9	1.3
⑨介護保険サービス事業所	75	/	75	36	48.0%	72	2
⑩障害福祉サービス事業所	32	/	32	9	28.1%	12	1.3
⑪施設型給付私立幼稚園・ 幼稚園型認定こども園	7	5	12	4	33.3%	8	2
⑫小規模保育事業所・ 事業所内保育事業所	6	/	6	0	0.0%	0	0
⑬認可外保育施設	29	/	29	1	3.4%	1	1
⑭特定子ども・子育て支援施設	0	5	5	0	0.0%	0	0
⑮有料老人ホーム	5	/	5	1	20.0%	2	2
計	217	54	271	103	38.0%	175	1.7

※平均指摘件数 = 文書指摘数 / 文書指摘法人・施設等数

主な文書指摘事項の内容

【運営管理】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
社会福祉法人	定款の変更が未申請
	評議員会の開催手続きが不適切
特別養護老人ホーム	基準上必要な職員の未配置
	一部職員の長時間労働
軽費老人ホーム	基準上必要な職員の未配置
保育所・保育所型認定こども園	時間外勤務手当の算定誤り
幼保連携型認定こども園	手当等の算出のための挙証資料の未徴収
介護保険サービス事業所	勤務表・出勤簿の未作成など勤務体制管理が不十分
	基準上必要な職員の未配置
障害福祉サービス事業所	出勤簿の未作成など勤務体制管理が不十分
	基準上必要な職員の未配置
施設型給付私立幼稚園・幼稚園型認定こども園	時間外勤務の管理体制が不十分
認可外保育施設	提供するサービス内容等の未掲示
有料老人ホーム	避難訓練・消防用設備点検の未実施

※次の施設等については、運営管理に関する文書指摘事項はありません。

養護老人ホーム、障害者支援施設、救護施設、小規模保育事業所・事業所内保育所、特定子ども・子育て支援施設

主な文書指摘事項の内容

【経理】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
社会福祉法人	補正予算の未作成
	計算書類の記載誤り
	計算書類の附属明細書の一部未作成
	役員報酬等の取扱いが不適切
	小口現金の取扱いが不適切
	通帳と届出印の管理者が別になっていない
特別養護老人ホーム	補正予算の未作成
	設備整備のための国庫補助金等の受け入れにあたり、国庫補助金等特別積立金を積み立てていない
養護老人ホーム	前期末支払資金残高の取崩しににあたり、理事会の承認を得ていない
	当期末支払資金残高の過大保有
軽費老人ホーム	計算書類の記載誤り
障害者支援施設	計算書類の記載誤り
保育所・保育所型認定こども園	寄附金の受領にあたり、理事長の承認を得ていない
	契約書の未作成、契約の際の見積もり合わせの未実施
	租税公課支出の内容が不適切
	設備整備のための国庫補助金等の受け入れにあたり、国庫補助金等特別積立金を積み立てていない
	積立資産を目的外に使用する場合の県との事前協議の未実施
介護保険サービス事業所(報酬算定)	人員の未配置等による加算の算定要件の未充足
障害福祉サービス事業所(報酬算定)	人員の未配置、記録の不備等による加算の算定要件の未充足

※次の施設等については、経理に関する文書指摘事項はありません。

救護施設

主な文書指摘事項の内容

【処遇】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
特別養護老人ホーム	循環式浴槽における水質検査の未実施
軽費老人ホーム	サービス提供に関する契約書の未交付
保育所・保育所型認定こども園	事故防止のための委員会及び研修を定期的には実施していない
	運営規程及び重要事項説明書の記載誤り
幼保連携型認定こども園	事故防止のための委員会及び研修を定期的には実施していない
	認可定員の超過
	基準上必要な職員の未配置
	自己評価・関係者評価の未実施
介護保険サービス事業所	アセスメントやモニタリングの未実施、実施記録の不備
障害福祉サービス事業所	個別支援計画の未作成
施設型給付私立幼稚園・幼稚園型認定こども園	基準上必要な職員の未配置
	認可定員の超過
	事故防止のための委員会及び研修を定期的には実施していない

※次の施設等については、処遇に関する文書指摘事項はありません。

養護老人ホーム、障害者支援施設、救護施設、小規模保育事業所・事業所内保育所、認可外保育施設、特定子ども・子育て支援施設、有料老人ホーム